

鈴鹿市地域公共交通会議規約

（目的）

第1条 鈴鹿市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 交通会議は、事務所を鈴鹿市神戸一丁目18番18号の鈴鹿市役所内に置く。

（事業）

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。ただし、第4号に掲げる事業のうち「運賃、料金等の協議に関する事業」は、第12条に規定する分科会で行わなければならない。

- （1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関する事業
- （2） 交通計画の実施の協議に関する事業
- （3） 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事業
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事業
- （5） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関する事業
- （6） 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

（委員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 学識経験者
- （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者
- （3） 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者

- (4) 鉄道事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者
- (5) 中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- (6) 三重県（三重県公安委員会を含む。）の職員
- (7) 鈴鹿市副市長
- (8) 住民又は地域公共交通の利用者の代表
- (9) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者
（役員）

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査委員 2人

- 2 会長は、鈴鹿市副市長とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、交通会議の事業の執行状況等を監査する。

（任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期満了に伴う改選が行われた場合は、次の副会長及び監査委員が選任されるまでの間、従前の副会長及び監査委員がその職務を執行する。

（会議）

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる

こととし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議に出席させ、又は意見、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（書面開催）

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決とすることができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、委員の代理は、認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。

4 第1項の規定により交通会議の議決としたときは、会長は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

（協議結果の尊重義務）

第10条 会議で協議が整った事項については、交通会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第11条 会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第13条 交通会議の事務を処理するため、鈴鹿市都市整備部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局長は都市計画課長をもって充て、事務局員は同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 交通会議の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の議決を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、監査委員の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条3項の規定による監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、この限りでない。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の例による。この場合において、報酬の額については、同条例別表第19号に定める報酬の額とする。

(財産の移管)

第19条 交通会議は、事業費負担金又は補助金を受けて実施する事業（この条において「事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ事業の開始前に鈴鹿市と協議して定めるところにより、事業に要する経費の余剰分を鈴鹿市に移管するものとする。

(報告)

第20条 会長は、次に掲げる書類を鈴鹿市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し

(2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、鈴鹿市長に報告が必要と認められるもの

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行し、令和2年11月27日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年8月7日から施行する。